

審査請求書

令和5年2月4日

東京都公安委員会 御中

審査請求人 特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聡

次のとおり審査請求をします。

1 審査請求人の氏名及び年齢又は名称並びに住所

名称 特定非営利活動法人 情報公開市民センター

住所：名古屋市中区丸の内三丁目7番9号

チサンマンション丸の内第2 303号室

代表者の氏名 新海 聡（61歳）

代表者の住所：愛知県

2 審査請求に係る処分

警視総監の令和4年11月4日付けの審査請求人に対する公文書非開示決定処分（監. 総. 文. 情第5331号）

3 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

令和4年11月7日

4 審査請求の趣旨

「2記載の処分を取り消す」との裁決を求める。

5 審査請求の理由

詳細は別紙

6 処分庁の教示の有無及びその内容

「この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に東京都公安委員会（警視庁情報公開センター経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）」との教示があった。

7 その他

(1) 添付書類 現在事項全部証明書 2通

(2) 証拠物件等

証拠1 令和4年11月4日付非開示決定通知書

(監. 総. 文. 情第5331号) 写し 2通

証拠2 令和4年7月25日に審査請求人に開示されたDVD

写し 2枚

- 証拠3 平成27年12月16日付 東京都情報公開審査会に提出
した理由説明書（都公委（総. 文. 情）第5181号）写し 2通
- 証拠4 令和4年9月21日 読売新聞夕刊 写し 2通
- 証拠5 令和4年9月22日 中日新聞 写し 2通
- 証拠6 令和4年10月3日 中日新聞 写し 2通
- 証拠7 令和4年10月24日 毎日新聞 写し 2通
- 証拠8 令和4年11月11日 毎日新聞 写し 2通
- 証拠9 令和5年1月17日付 非開示決定通知書
（監. 総. 文. 情第264号） 写し 2通

以上

(別紙)

本審査請求は、1966年6月から7月にかけてビートルズが来日した際に、警視庁が16ミリフィルムで撮影したビートルズ来日の警備のフィルムの不存在決定を争うものである。

- 1 警視庁は編集済フィルム「ビートルズ来日に伴う警備」を、平成30年10月25日最高裁判決を経て、ビートルズ以外の容貌をモザイク処理した上で、DVDにて令和4年7月25日に審査請求人に開示した。
- 2 これを請求人において検討したところ、DVDにはチャプター毎に撮影した日付が記載されていた。また、東京都公安委員会が平成27年12月16日に東京都情報公開審査会に提出した理由説明書（都公委（総. 文. 情）第5181号）によれば、チャプターは18に分かれており、それぞれ日付の記載もあった。

日時不明 チャプター①

6月29日 チャプター②③④

6月30日 チャプター⑤⑥⑦⑧

7月 2日 チャプター⑨⑩⑪⑫⑬⑭

7月 3日 チャプター⑮⑯⑰⑱

7月1日分のチャプターがないのは編集の都合だと考えられるが、この点からも明らかのように、DVDによって開示された映像は、1966年6月～7月3日までの間に16ミリフィルムによって撮影されたものであり、本DVDはこれを編集し、デジタル化したものであることは明らかとなった。

- 3 したがって、1966年に警視庁が撮影した元の16ミリフィルム（以下「元フィルム」という。）も東京都の公文書であったことになる。

一方、元フィルムの存在については、原処分についての、警視庁情報公開センターのコウイ氏の令和4年10月27日の説明では、担当者からの伝聞として、ビートルズ動画は前回請求時（平成27年2月10日）に当該編集済フィルムしか残っていなかった、とのことであった。

- 4 これをうけ、審査請求人は、公文書の廃棄記録の開示を求めたところ、令和5年1月17日非開示決定通知書において、破棄した記録が不存在との原処分を得た。
- 5 しかし、元フィルムも公文書である以上、廃棄についての適切な手続きが求められ、これを記録した公文書が存在するはずである。しかし、かかる公文書が存在しない以上、実際は現在も元のフィルムは警視庁が保有していると考えざるを得ない。

以上の事由により、本審査請求をした次第である。

- 6 なお、ビートルズ以外の容貌をモザイク処理した上で開示されたDVDに関し、各報道機関はこぞって取り上げた。音楽評論家の宮永正隆氏は「警視庁はモザイクをやめて全面的に開示し、世界的な文化遺産を共有すべきだ」「映像は公共の財産であり、人類の財産」と述べている。元のフィルムも「世界的な文化遺産」であるから、請求人は、モザイクなしの元のフィルムを開示することを望む次第である。

以上

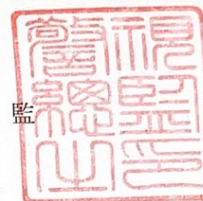


監. 総. 文. 情第5331号
令和4年11月4日

非開示決定通知書

NPO法人情報公開市民センター
理事長 新海 聡 様

警 視 総 監



令和4年10月25日付けの開示請求について、東京都情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公文書の全部を開示しないことを決定したので通知します。

1 公文書の件名	警視総監 監. 総. 文. 情第732号 平成27年2月25日 一部開示決定通知書の対象となった「ビートルズ来日に伴う警備」 を作成編集するにあたって使用した、および使用しなかった、警 視庁が撮影した元のフィルム
2 開示しないこととする 根拠規定及び当該規定を 適用する理由	本件開示請求に係る公文書は、保有しておらず、存在しません。
3 東京都情報公開条例第 13条第2項の規定に該 当する場合の公文書の開 示をすることができる時期	
4 連絡先	警視庁情報公開センター 電話 03-3581-4321 内線 21532
5 備考	整理番号 323

- 注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会（警視庁情報公開センター経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

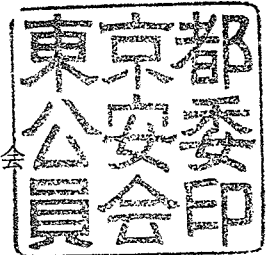
都公委(総. 文. 情) 第5181号
平成27年12月16日

理 由 説 明 書

審査請求人 特定非営利活動法人
情報公開市民センター
理事長 新海 聡
処 分 庁 警 視 総 監

東京都情報公開審査会
会長 秋 山 收 殿

東京都公安委員会



審査請求人特定非営利活動法人情報公開市民センター理事長新海聡による公文書開示請求に関する一部開示決定処分に対する審査請求について、平成27年11月27日付27生広情第405号で通知のあった件は、下記のとおりです。

記

1 対象公文書

ビートルズ来日に伴う警備(フィルム映像を記録したDVD)

2 事実経過

平成27年2月10日	開示請求書を収受
平成27年2月24日	公文書の一部開示を決定
平成27年4月27日	審査請求書を収受
平成27年9月24日	情報公開審査会へ諮問

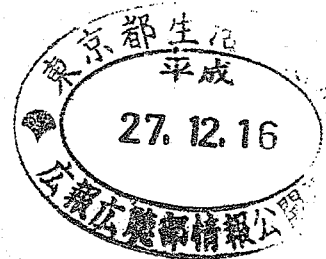
3 非開示理由等

(1) 非開示部分
別紙のとおり

(2) 非開示理由

上記(1)の非開示部分は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため、東京都情報公開条例第7条第2号に該当する。

また、東京都情報公開条例第7条第2号ただし書イに規定された法令等の規定により又は慣行として公にされ、公にすることが予定されている情報には該当せず、ただし書ロに規定された人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であるとは認められず、ただし書ハにも該当しない。



別紙

非開示部分

	チャプター (時間)	チャプターの主な内容	非開示部分
1	警備会議 (0:14~2:10)	・警備会議状況	特定の個人を識別することができない容貌(顔部分) (ただし、ビートルズ及び特定の個人を識別することができない容貌を除く。)
2	6月29日 空港地区検問と一行到着 (2:11~4:15)	・東京国際空港付近における車両検問及びパトロール状況 ・同空港内の状況 ・ビートルズが同空港に到着時の状況	
3	ホテル周辺の警戒 日枝神社整理線、検問と説得 (4:16~5:44)	・日枝神社付近の状況 ・車両検問等警戒実施状況	
4	日英自動車整理線、検問と説得 (5:45~6:54)	・日英自動車株式会社付近における警戒状況	
5	6月30日 会場周辺の状況 竹橋整理線、検問と説得 (6:55~8:47)	・竹橋付近の交通状況 ・車両検問実施状況	
6	会場前の部隊配備と濠の警戒 田安門整理線の部隊配備と入場者の状況 (8:48~13:34)	・武道館付近の状況 ・武道館付近及び濠の警戒状況	
7	入場と場内の状況 (13:35~17:39)	・武道館への観客の入場状況 ・武道館付近及び武道館内の警戒状況 ・武道館内の観客の状況 ・ビートルズの演奏状況	
8	退場者整理状況(会場~田安門) (17:40~18:49)	・武道館からの観客の退場状況 ・退場客の誘導状況	
9	7月2日 田安門の状況 (18:50~20:35)	・田安門付近の状況及び警戒状況	
10	国家公安委員長の視察 (20:36~21:27)	・国家公安委員長の武道館視察状況	
11	場内配備につく部隊 (21:28~21:57)	・警察部隊の配備状況	
12	ビートルズ一行会場到着時の状況 (21:58~22:43)	・武道館周辺の警戒状況 ・警備本部周辺の状況 ・ビートルズが車両で移動し、武道館内に入る状況	
13	昼の部 退場者の状況 (22:44~24:12)	・武道館からの観客の退場状況 ・誘導及び警戒状況	
14	場内配備と警備部長 (24:13~25:13)	・武道館内の警戒状況 ・武道館内の観客の状況 ・ビートルズの演奏状況	
15	7月3日 空港地区 検問とファンの説得 (25:14~28:48)	・東京国際空港付近での車両検問実施状況 ・バスからのファン等の降車状況	
16	一行ホテル出発 (28:49~32:19)	・ビートルズのホテルからの出発状況 ・ホテル周辺の警戒状況 ・沿道上の状況	
17	旧議員会館内への整理されたファン (32:20~33:19)	・旧議員会館敷地内でのファン等の状況 ・旧議員会館周辺の警戒状況	
18	空港地区内の部隊配備 (33:20~35:30)	・東京国際空港付近の警戒状況 ・同空港でのビートルズの飛行機への搭乗状況 ・同空港付近の状況 ・飛行機の離陸状況	



監. 総. 文. 情第264号
令和5年1月17日

非開示決定通知書

NPO法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聡 様

警 視 総 監



令和4年12月28日付けの開示請求について、東京都情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公文書の全部を開示しないことを決定したので通知します。

1 公文書の件名	警視総監 監. 総. 文. 情第5331号 令和4年11月4日非開示決定の対象となった「警視総監 監. 総. 文. 情第732号 平成27年2月25日 一部開示決定通知書の対象となった『ビートルズ来日に伴う警備』を作成編集するにあたって使用した、および使用しなかった、警視庁が撮影した元のフィルム」を破棄した記録がわかるもの
2 開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	本件開示請求に係る公文書は、保有しておらず、存在しません。
3 東京都情報公開条例第13条第2項の規定に該当する場合の公文書の開示をすることができる時期	
4 連絡先	警視庁情報公開センター 電話 03-3581-4321 内線 21532
5 備考	整理番号 399

注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都公安委員会（警視庁情報公開センター経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。